

滞納処分の強化

市民のみなさんに負担していただく市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料などは、市政を運営する上で欠かせない自主財源です。

市では行財政改革を推進し、歳出を抑える一方で、これらの自主財源と税等負担の公平性を確保するため、重要な課題として滞納整理に取り組んでいます。取組みの一環として、納付いただけない場合には、財産の差押えやサービスの制限等も行っています。

特に11月と12月は、『地方税納税推進強化月間』として、タイヤロックや捜査、財産の差押えを行うなど集中的に滞納整理に取り組めます。

滞納処分の状況

処分の内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税等の滞納者に対する給与等財産の差押え	63件	148件	213件
市営住宅法的措置（強制執行、自主退去等）	9件	1件	0件
水道の給水停止	12件	91件	82件
有効期限短期（3か月・6か月）の国保被保険者証の交付	155件	145件	169件
医療費の一時全額自己負担となる国保資格被保険証の交付	102件	85件	51件

滞納整理強化月間には、事前予約による収納窓口の時間延長など、納付相談や納付機会の拡大に努めるとともに、夜間や休日の電話催告、各戸を訪問しての催告を行っています。

何らかの事情で納期限内に納付できない場合には相談に応じていますので、各担当課に相談してください。

納め忘れのない安心で便利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替制度をご利用になると、納期限の日に指定口座から自動で引き落とされるので、納付の手間も省けるうえ、納め忘れもなく安心です。一度手続きされると翌年以降も継続されるので大変便利です。振替希望金融機関にて手続きをしてください。

口座振替の方法

申込金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、ゆうちょ銀行の窓口
必要なもの	印かん（銀行に届け出ているもの）、通帳
取扱われる税・使用料	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、市営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金

所得の申告はお済みですか？

所得の申告をしていないと、必要なサービスを受けることができない場合があります。また、所得がない人も所得がないという申告をする必要がありますので注意してください。